

京都府立図書館電子書籍利用業務 募集要領

1 事業の趣旨・目的

京都府立図書館（以下「当館」という。）は、京都府立図書館サービス計画（令和3年度～令和7年度）の「京都府立図書館基本方針」に基づき、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民の調査研究や知的活動の拠点となることを目指すとともに、「京都府立図書館資料収集方針（平成28年12月改正）」（以下「収集方針」という。）において、府民の調査研究の拠点及び生涯学習を支援する図書館としてふさわしい資料を収集することを掲げている。また、小中高等学校及び特別支援学校への支援に役立つ資料の積極的な提供に努めている。

電子書籍を導入することにより、少子高齢化や人口減少の進行、ICTによる生活環境の変化、学校におけるICT教育の導入・推進、新型コロナウイルス感染症の感染予防など、図書館を取り巻く社会環境に対応し、当館サービスの更なる向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

京都府立図書館電子書籍利用業務

(2) 業務内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

ただし、この事業の電子書籍利用サービスは、当館が利用を停止するとした日まで提供を継続することを原則とする。

(4) 限度額

28,500,000円（税込）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 基準日（参加表明書の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者であること。
- (4) 直前3営業年度以内に、図書館法第2条第2項に定める公立図書館又は国内の大学図書館において、同種の業務を実施した実績を有する者であること。
- (5) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げ

る者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(8) 4の(3)のアで定める応募書類の提出期間の最終日から候補者選定結果通知日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館企画総務部企画調整課

電話番号 (075) 762-4655 ファクシミリ番号 (075) 762-4653

E-MAIL tosyokan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和3年12月16日（木）から令和4年1月21日（金）まで

（令和3年12月20日（月）、23日（木）、27日（月）から令和4年1月4日（火）、11日（火）、17日（月）を除く。午前9時30分から午後5時まで）

イ 配布場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

4の(2)のアに同じ。（ただし、持参する場合は、令和3年12月20日（月）、23日（木）、27日（月）から令和4年1月4日（火）、11日（火）、17日（月）を除く。）

イ 提出場所

4の(1)に同じ。

ウ 提出部数

正本1部、副本9部

エ 提出方法

以下の方法により提出すること。ただし、様式3-4-(1)については、印刷したもののほか、Excel ファイルを電子メールでも提出すること。なお、様式3-4-(1)の電子メールでの提出期限は(ア)と同様とする。

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時30分から午後5時の間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

郵便書留等の配達記録が残る方法で、提出期間内に必着のこと。

5 応募書類

(1) 提出書類

企画提案書の様式は、原則A4縦長横書き（A3折込も可）、片面印刷左綴じで作成することとし、カバーは添付しないものとする。

ア 参加表明書（様式1）

イ 直前3営業年度以内の類似事業の実績一覧（様式2）

ウ 企画提案書（様式3）及び提案内容の詳細がわかる資料

エ 見積書（様式4）

オ 京都府税の滞納がないことの証明

府税納税証明書または府税滞納有無確認の同意書（別添様式。京都府が府税滞納の有無について確認することに、当該業者が同意する書類。）のいずれかを提出すること。府税納税証明書を提出する場合は、発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

カ 消費税及び地方消費税の納税証明

発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

キ 使用印鑑届

ク 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。

(ア) 法人登記簿謄本（1部）※発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

(イ) 法人定款

ケ 共同企業体で参加の場合

(ア) 共同企業体届出書

(イ) 共同企業体協定書

(ウ) 委任状

コ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

(ア) 団体の規約

(イ) 役員一覧

サ 「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の2点の評価を希望する場合は府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告する

ものとする。（任意様式）

なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）

ただし、令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和3年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、オ、カ及びクの資料を省略することができる。

(2) 企画提案書の作成方法

仕様書の趣旨を踏まえ、必要事項が記載されていること。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等の書類一式は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6 事前説明会

企画提案について、事前説明会を対面及びオンライン（Zoom等）にて実施する。ただし、出席は任意であり、審査に影響を及ぼさない。

(1) 開催日時

令和3年12月24日（金）午後2時から

(2) 開催場所

京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館3階マルチメディアインテグレーション室

(3) 申込方法

参加を希望する者は、①企業名・所属、②参加者氏名（最大2名までとする）、③連絡先（電話番号、メールアドレス）、④参加方法（対面又はオンライン）を、令和3年12月23日（木）正午までに4の(1)に電子メールで連絡すること。

※メールタイトルは「京都府立図書館電子書籍利用業務説明会参加申し込み」とすること。

(4) 当日持参資料

本募集要領（応募書類様式まで一式）は、事業説明会出席者が持参すること。

7 質疑・回答

(1) 受付期間

公募開始日から令和4年1月5日（水）午後5時まで（ただし、持参する場合は、令和3年12月20日（月）、23日（木）、27日（月）から令和4年1月4日（火）を除く。）

(2) 質疑方法

質問は質問書（様式5）に記入し、持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、4の(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等

ア 電子メールで提出する場合、件名は「京都府立図書館電子書籍利用業務に関する質問」とすること。

(4) 回答日時

令和4年1月7日（金）午後5時までに回答する。

(5) 回答方法

質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」

（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に掲示し、個別には回答しない。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーション及びヒアリングを対面又はオンライン（Zoom等）にて実施する。日時については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2の(4)の限度額を超える場合

- エ 府の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※ 参加者が（選定業者数+1）者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。